

あさぎり町岡留公園

現行	改正後
<p>別表(第9条関係)</p> <p>あさぎり町岡留公園使用料</p> <p>1 営利事業に使用しない場合(1日につき) <u>5,400円</u></p> <p>2 営利事業に使用する場合 (1日につき)</p> <p>(1) 入場料を徴収しない場合 <u>21,600円</u></p> <p>(2) 入場料を徴収する場合 <u>64,800円</u></p> <p>備考</p> <p>1 特別の設備に要する費用は、利用者の負担とする。</p> <p>2 1日未満は、1日とみなす。</p> <p>3 会場準備のための使用は、各区分の使用料に準ずる。</p> <p>4 器具その他設備のための外部からの持込みは、以前に許可を要する。</p> <p>5 設備外電気器具使用は、実費相当額を徴収する。</p>	<p>別表(第9条関係)</p> <p>あさぎり町岡留公園使用料</p> <p>1 営利事業に使用しない場合(1日につき) <u>5,500円</u></p> <p>2 営利事業に使用する場合 (1日につき)</p> <p>(1) 入場料を徴収しない場合 <u>22,000円</u></p> <p>(2) 入場料を徴収する場合 <u>66,000円</u></p> <p>備考</p> <p>1 特別の設備に要する費用は、利用者の負担とする。</p> <p>2 1日未満は、1日とみなす。</p> <p>3 会場準備のための使用は、各区分の使用料に準ずる。</p> <p>4 器具その他設備のための外部からの持込みは、以前に許可を要する。</p> <p>5 設備外電気器具使用は、実費相当額を徴収する。</p>